

鷹栖町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、町が管理する道路の除排雪業務又は公共施設の除雪業務（以下「町内除排雪等」という。）に従事する人材を育成し、将来的に町の安定した除排雪体制を維持するために、除排雪機械運転免許取得等の費用の一部を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 大型自動車免許 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条に規定する大型自動車免許をいう。
- (2) 大型特殊自動車免許 法第84条に規定する大型特殊自動車免許をいう。
- (3) 技能講習 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第76条に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。
- (4) 運転免許等 前3号に規定する免許等をいう。
- (5) 事業所 町内除排雪等の受託者または直近3年間に受託実績がある者をいう。
- (6) 従事者 鷹栖町役場その他事業所に勤務、又は採用が内定し、町内除排雪等に従事するため、運転免許等を取得又は取得しようとする者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例（平成30年条例第2号）に規定する町税等（以下「町税等」という。）を滞納していないものとする。

- (1) 鷹栖町役場に勤務、又は採用が内定している従事者
- (2) 従事者を雇用、又は雇用が内定している事業所

2 前項各号の従事者は、申請時において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 満55歳以下で、普通自動車免許を所持している者
- (2) 運転免許等を取得した日の属する年度から起算して3年以上(季節雇用の場合は、11月から翌年3月までを1年とする。)町内除排雪等に従事することを誓約する者
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、運転免許等の取得に要した経費のうち法第98条第2

項の規定による届出をした自動車教習所が行う教習に要する費用とする。

2 前項の費用の補助対象期間は、運転免許等を取得した日に属する年度末までとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる取得者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度に当該年度予算の範囲内で交付する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 大型自動車免許取得者 1人当たり20万円

(2) 大型特殊自動車免許及び技能講習取得者 1人当たり10万円

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に定める運転免許等を複数取得した場合は、1人当たり30万円を限度に重複して支給することができる。

3 申請年度において、この補助金に係る従事者について運転免許等の取得を支給要件とする国の補助金等の交付を受けた場合は、当該国の補助金等の額を補助対象経費から控除して補助金の額を算定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 運転免許等の写し

(2) 雇用を証明する書類の写し(鷹栖町役場その他事業所の雇用通知書又は内定通知書)

(3) 運転免許等の取得に要した費用の見積書の写し、又は領収証の写し

(4) 町税等納付状況調査同意書(鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則別記様式第1号)

(5) 誓約書(別記様式第2号)

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとし、その結果交付を決定したときは、速やかに交付決定書通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。

(交付決定内容等の変更及び承認)

第8条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、前条の交付決定に係る内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更

承認申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更内容が確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、変更を承認し、補助金変更承認通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知する。

（補助金の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 運転免許等の写し
- (2) 運転免許等の取得に要した費用の領収証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知し、補助金を交付する。ただし、補助事業者が事業所の場合においては、町内除排雪等の契約締結後に交付する。

（就業状況の報告）

第11条 補助事業者は、交付を受けた年度の年度末までに就業状況報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、従事者の雇用状況を町長に報告しなければならない。

- (1) 従事者就業状況調書（別記様式第9号）
- (2) 加入する健康保険の資格確認証の写し等その他雇用が継続していることが確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書は、補助金の交付を受けた翌年度から2年間、年度末まで町長に同様の報告しなければならない。

（返還）

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により、この規則による補助金の交付を受けたものがあるときは、そのものに補助金の返還を命じることができる。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。